

③●1.入札実施要領【令和 7 年度】和泉市マイナンバーカード交付事務等支援業務に係る公募型指名競争入札実施要領

1. 公募型指名競争入札に付する事項

(1) 業務名

和泉市マイナンバーカード交付事務等支援業務

(2) 業務概要

マイナンバーカードの申請・交付・更新等の業務及び市民室業務が円滑に遂行するため、別紙「和泉市マイナンバーカード交付事務等支援業務仕様書(以下「仕様書」という。)」に定める業務を行うものとする。

(3) 履行場所

和泉市役所、和泉シティプラザ出張所

(4) 履行期間

令和7年7月1日～令和8年3月31日

(5) 入札予定価格

33,425,370 円 (税抜き 30,386,700 円)

(6) 入札保証金

入札参加資格通知書の通知を受けた者は、入札書を郵送する前に入札予定額の100分の5以上を納付しなければならない。ただし、和泉市財務規則第90条の規定により入札保証金の全部又は一部の納付を免除される場合は、この限りではない。

(7) 仕様書等関係図書配布

配布方法:和泉市公式ホームページから仕様書等関係図書をダウンロード

<配布資料>

仕様書、公募型指名競争入札参加申請書、質疑書(本指定様式)、実績報告書(本市指定

様式)、配置予定者報告書(本市指定様式)、入札書、辞退届、指定封筒の作成について、
郵便入札注意事項及びチェックシート、契約書案、各種要綱

<配布期間>

入札公表から令和 7 年5月22日(木)

<和泉市公式ホームページ>

<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/bizisan/nyusatsu/index.html>

2. 入札参加資格に関する事項

入札参加表明時において次の(1)～(9)の全ての要件を満たしていること。

- (1) 本市における令和 6 年・7 年度の入札参加指名登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第 2 項各号の一に該当し、3 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 資格審査基準日において、国税及び地方税の未納がないこと。
- (4) 和泉市暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 2 号(平成 24 年制定)及び和泉市暴力団排除条例施行規則第 3 条(平成 24 年制定)に規定する入札参加除外者でないこと。
- (5) 大阪府内に本店又は支店等を有していること。
- (6) 入札参加申し込みの時点で、大阪府における法令違反を理由とした入札参加停止措置及び本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 過去 10 年間に人口 10 万人以上の地方公共団体において、マイナンバーカード交付等関連業務又は市民対応を要する各種窓口業務の契約履行実績が 2 件以上あり、かつ 1 年以上同業務に従事した実績のある者を管理責任者、管理副責任者として配置できること。
- (8) プライバシーマークの付与認定又は ISMS(ISO/IEC27001 又は JISQ27001)の認証を取得していること。

(9) 別紙「仕様書」に基づく業務が確実に履行できること。

3. 入札参加申請の提出期間及び場所

入札の参加を希望する者は次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 提出期間:令和 7 年4月 16 日(水)~4月 30 日(水)16時まで

(2) 提出先:〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 和泉市役所 本館1階
和泉市役所市民生活部市民室マイナンバー担当 6 番窓口

4. 入札参加申請の提出書類及び提出方法

(1) 提出書類

①公募型指名競争入札参加申請書(指定様式)

②実績報告書(指定様式)

③配置予定者報告書(指定様式)

④プライバシーマークの付与認定又は ISMS(ISO/IEC27001 又は JISQ27001)の
認証を取得していることを証明する書類の写し

⑤担当者名刺

(2) 提出方法

3.(2)の上記窓口に直接持参または簡易書留で郵送する。

※簡易書留の郵送の場合は、提出期間内に必着(着払不可)とする。

5. 通知日時及び方法

公募型指名競争入札参加申請書を提出した者には、公募型指名競争入札参加申請に係る結果通知書を次に掲げる方法で通知する。なお、指名しなかった申請者に対しては、その旨等を通知する。

(1) 通知日時:令和 7 年 5 月 2 日(金)

(2) 通知方法:公募型指名競争入札参加申請書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールで通知する。

※メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

6. 質疑書の提出期間及び方法

入札参加有資格者は、質疑がある場合、本市指定の質疑書にて下記の方法で提出すること。
また質疑がない場合もその旨記載し期限内に提出すること。

(1) 提出期限:令和 7 年5月9日(金)16時まで

(2) 提出書類:質疑書(本市指定様式)

(3) 提出方法:電子メール(shiminka@city.osaka-izumi.lg.jp)で提出する。

※質疑書受信後は、本市から受信確認メールを送信いたします。

7. 質疑書回答の日時及び方法

質疑書回答を次に掲げる方法で通知する。

(1) 通知日時:令和 7 年5月 13 日(火)17時まで

(2) 通知方法:公募型指名競争入札参加申請書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールで通知する。

※メール受信後は、直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

※本入札期間中に、入札に係る留意事項等が発生すれば、入札参加有資格者全員に『回答書』をもって連絡する場合があります。

8. 入札方法

(1) 本入札は郵便入札にて執り行う。

- (2)入札参加有資格者は、和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱(以下「郵便入札実施要綱」という。)、和泉市建設工事等における郵便入札参加者心得(以下「郵便入札参加者心得」という。)を熟読の上、下記のとおり、配達指定日(下記の10.配達指定日令和7年5月21日(水))に入札書が到達するよう郵送すること
- (3) 入札の辞退においては、配達指定日までに辞退届を提出すること。

9. 入札書の提出方法

- (1)入札書を市ホームページから指定様式をダウンロードする。
- (2)入札書記入は、入札書の注意事項を確認の上、当該業務委託の履行に要する人件費のほか、一切の諸経費等を含めて見積もりした金額を記載すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3)入札書等郵送用指定封筒(公募型指名競争入札参加資格通知書送付時に作成案内配布)に(1)の書類を同封の上、次の①及び②の両方を満たす方法で郵送すること。なお、郵送費用については入札参加者の負担とする。

記入方法、封緘については、指定の通り案件名・押印等は必ず確認してください。

- ①次のいずれかの方法で郵送すること

ア、一般書留

イ、簡易書留

- ②次のいずれかの方法で配達日等の指定をすること

ア、配達日指定郵便

イ、配達時間帯指定郵便

(配達時間帯の区分が「午前 8 時から正午まで」であること)

10. 配達指定日

令和 7 年5月 21 日(水)

11. 開札方法

- (1) 開札の立会は、入札参加者の中から入札立会人を2名、市が選任し、選任された場合は立ち会うものとする。なお、立会人の選任方法等については、「郵便入札実施要綱」「郵便入札参加者心得」のとおりとする。
- (2) 選任された入札立会人は、やむを得ない理由がある場合を除き、立会いを辞退することができないものとする。
- (3) 入札立会人が代理人の場合は、委任状を必要とする。
- (4) 開札時になっても入札立会人が全て参集しないときは、当該入札事務執行者以外の職員が立会い、開札する。
- (5) 入札立会人は、当該入札終了後に入札立会確認書に記名・押印しなければならない。
- (6) 入札参加者は、1業者1名に限り開札を傍聴することができる。
- (7) 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。この場合において、入札立会人の中から選定し、抽選を行うものとする。
- (8) 落札者の決定
入札比較価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする。入札比較価格の範囲内で同価格の入札があった場合は、抽選により落札者を決定する。この場合当該入札者は、抽選を辞退することは出来ず、当該入札参加者が選定した入札立会人により抽選を行うものとする。
- (9) 入札(開札)回数は1回とする。

12. 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和 7 年5月 22 日(木)午後 2 時00分

(2) 場所

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 和泉市役所 別館 3 階

和泉市役所 別館 3階 3-4 会議室(入札室)

13. 入札の無効及び失格並びに入札の延期又は中止に関する事項

(1) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札参加資格のない者のした入札
- ② 設計図書等の配付を受けていない者のした入札
- ③ 一枚の指定封筒に、複数の入札案件の入札書等を同封した入札
- ④ 同一の入札案件について複数の入札書等を提出した入札
- ⑤ 入札書等の記載が不明瞭なもの及び記名押印を欠く入札
- ⑥ 入札書記載の金額を訂正した入札
- ⑦ 9.に規定する方法以外の方法で入札書等を提出した入札
- ⑧ 入札書等が10.に指定する日以外の日に到達した入札(13.(3)の規定により、入札を延期した場合を除く。)
- ⑨ 指定封筒に件名、差出人名等が記載されていないもの、件名が確認できないもの又は指定封筒に登録印で封かん(割印)のないもの
- ⑩ 指定封筒記載の件名、差出人名と同封された入札書の件名、商号又は名称が相違するものの

- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反してなされたもの

(2)入札の失格

次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- ①入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- ②入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- ③入札執行者及び職員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
- ④事前公表された予定価格を上回る価格の入札
- ⑤その他入札執行者において失格と認めた入札

(3)入札の延期、中止

郵便事情等による事故、不正な行為又は災害その他必要があると認めるときは、入札の延期又は中止をすることがある。

14. 入札の結果公表

落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に通知するとともに入札結果を公表する。

15.その他契約に関する事項

(1) 契約保証金

要(和泉市財務規則第104条に該当する場合は免除とする)

(2) 契約の締結

落札者は、落札決定日から 7 日以内に入札書に記載された金額で契約を締結しなければならない。

正当な理由なく契約締結をしない場合は、契約締結の意思なきものとみなし、落札者としての権利を失うものし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、財務規則第 95 条の 2 第 2 項の規定により、落札金額の 100 分の 5 に相当する額の違約

金を徴収するものとする。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 支払方法

毎月の完了払いとする。

受注者から業務委託完了報告書等の提出を受け、発注者による検査に合格後、受注者の適正な請求に基づき支払う。詳細は仕様書参照のこと。

(5) 適用法令

地方自治法、地方自治法施行令、和泉市財務規則

<問合先・提出先>

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市役所 市民生活部 市民室マイナンバー担当6番窓口

TEL:0725(99)8117

FAX:0725(40)2306

受付期間:土日祝日を除く平日8時45分～17時15分

メール: shiminka@city.osaka-izumi.lg.jp

<参考>

和泉市財務規則

(入札保証金の納付の免除)

第 90 条 市長は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札に参加しようとする者が過去 2 年間に市、国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結してこれらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 入札に参加しようとする者が前号に規定する者に準ずる者であり、かつ、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(契約保証金の納付の免除)

第 104 条 市長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が過去 2 年間に市、国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結してこれらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 契約の相手方が前号に規定する者に準ずる者であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 法令に基づき延納が認められる場合において、契約の相手方が確実な担保を提供したとき。
- (6) 公有財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において契約の相手方が売払代金を即納するとき。
- (7) 随意契約を締結する場合において契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (8) 本市が土地又は建物を買い入れ、又は借り入れる契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。